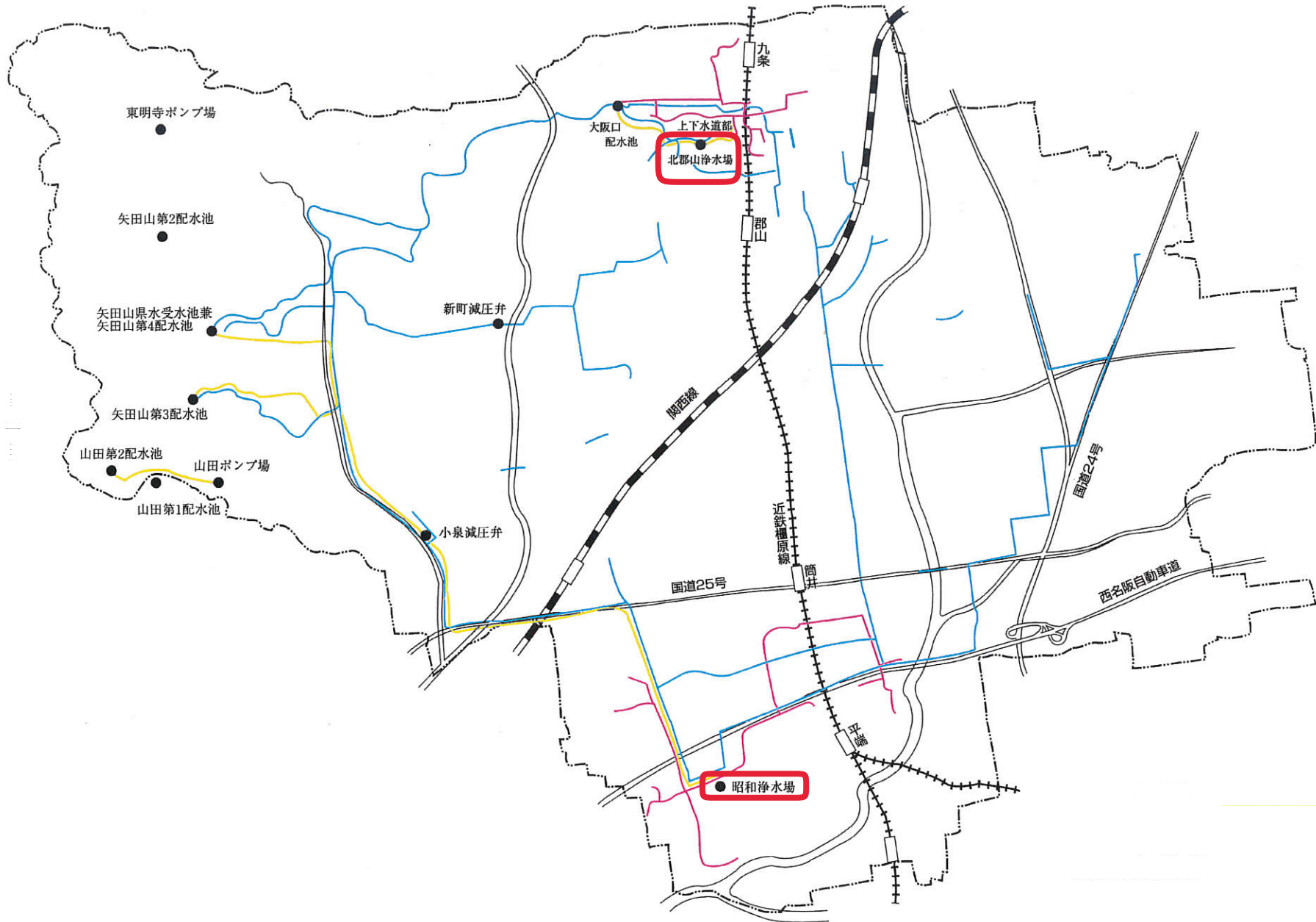


仕 様 書

1 工事名	昭和浄水場第2配水池流量計更新工事
2 工事場所	大和郡山市額田部北町1038
3 工事期間	契約締結日から令和6年2月29日まで
4 工事概要	挿入式電磁式流量計設置工事 一式
	流量計室内既設撤去工事 一式
	補修弁更新工事 一式
	付帯工事 一式
5 入札担当課	上下水道部業務課
6 契約日	落札の日の通知を受けた日を含み5日間（市役所の業務の休みの日を除く）
7 契約保証	請負金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、設計金額が5,000万円未満で大和郡山市契約規則第22条第1号、第2号及び第3号に該当する場合は免除とする。
8 支払事項	前払金 請負金額が300万円以上の場合は請求可能である。 ただし、請負金額の40%を限度とする。 部分出来高払 行なわない。 完了払金 完了検査合格後、請求のあった日から40日以内に支払う。
9 質問事項	質問書提出日時 入札公告の日から令和5年9月19日(火)17時まで 提出書類 別紙様式による 提出先 上下水道部業務課（電子メール） suigyo@city.yamatokoriyama.lg.jp 質問回答日 令和5年9月22日（金） 質問回答場所 当市ホームページに掲載 その他 質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。 また、質問・回答がない場合はホームページへの掲載はありません。

施設位置図



昭和浄水場第2配水池流量計更新工事

特記仕様書

令和 5年 8月

大和郡山市上下水道部

特記仕様書

第1条 本工事の施工にあたっては、「上水道工事共通仕様書〔最新版〕大和郡山市上下水道部工務課」（以下「上水道工事共通仕様書」という）によるものとする。ただし、上水道工事共通仕様書に定めのない事項は、奈良県県土マネジメント部(技術管理課ホームページ参照)の「土木工事共通仕様書〔最新版〕」（以下土木工事共通仕様書）、「土木工事施工管理基準〔最新版〕」、「土木請負工事必携〔最新版〕」及び日本下水道事業団の「電気設備工事一般仕様書・同標準図」によるものとする。

第2条 各共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第3条 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。

第1章 総 則

1. 設計図書の照査

本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、照査の事実を施工計画書、または工事打合せ簿等より報告すること。

2. 工事の着手

本工事については、契約後速やかに着手すること。

3. 施工計画書の提出

施工計画書については、設計図書の内容及び現場条件を反映させ、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員に提出しなければならない。

4. 施工体制について（建設業法・入札契約適正化法）

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。

また、施工体系図を作成し、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げるとともにその写しを発注者に提出しなければならない。

尚、工事の進行によって下請業者の変更があった場合は、すみやかに施工体制図等を変更し、その写しを発注者に提出しなければならない。

5. 建設副産物

(1) 本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所（施設）については、監督職員との協議により適正に処分すること。

(2) 本工事の積算上の条件明示は下記のとおりであるが、受入場所（施設）を指定するものではない。なお、設計変更については請負者の責によるものでないやむを得ない理由による場合を対象とし、監督職員と協議し変更するものとする。

請負者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の①～⑤である。

- ① 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合。
- ② 受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合。
- ③ 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合。
- ④ 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合。
- ⑤ 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合。

なお、請負者の都合による受入場所（施設）の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設、奈良県県土マネジメント部が産業廃棄物処理業者及び建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設並びに各関係法令を遵守した奈良県内外の受入施設とし、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

(3) 建設工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、積算上の条件明示と別の方法であった場合でも、上記(2)①～⑤によらない場合は設計変更の対象としない。

(4) 産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員又は検査職員に提示しなければならない。また、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、監督職員又は検査職員より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

なお、特別管理産業廃棄物(アスベスト等)については、受入時の計量伝票の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し(D・E票)を提出すること。

(5) 建設発生土及び産業廃棄物の処分について、工事請負契約締結後にあつては再生資源利用[促進]計画書を、工事竣工後は再生資源利用[促進]実施書を所定の様式に基づいて作成し、提出するものとする。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により対象工事の請負者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した旨を、発注者に書面にて報告すること。

(6) 工事中用残土・殻捨場は、民間の指定処分地(別紙建設発生土処理業者一覧・産業廃棄物処理業者一覧 内での指定)であるが、運搬距離並びに経路については、事前に監督職員と協議し運搬計画を作成し施工計画書に含め提出しなければならない。

6. 事故報告について

請負業者は、工事施工中に工事事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、市指定の事故報告書を作成し、提出しなければならない。

7. 各種保険及び退職金制度について

(1) 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

なお、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」(シール)を現場に掲示し、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図ること。

第2章 電気設備工

1. 概要

電気設備設計、機器製作、搬入、据付、配線配管、既設機器の撤去及び新設機器への切替工事、試験調整等を行うものとする。

2. 設備機器

本工事に含まれる新設機器、機能増設及び既設撤去機器は次の通りとする。

(1) 新設機器

①第2配水池配水流量計 1組

(2) 撤去機器

①第2配水池配水流量計変換器及びアレスタボックス 1組

3. 工事範囲

本工事の施行範囲は次の通りとする。

(1) 2. に記載の各新設機器の設計、製作、据付の設計、製作、据付及び既設機器の撤去及び調整工事

(2) 2. に記載の各機器間の配線配管工事及び既設配線配管撤去工事

(3) その他上記に伴う諸工事

4. 機器仕様

(1) 新設機器

①第2配水池配水流量計

数 量 : 1組

形 式 : 多電極式電磁流量計

対象配管 : $\phi 500$

測定対象 : 水道水

材 質 : 発信器 SUS316

変換器 アルミニウム合金 相当品

精度(組合せ) : $\pm 0.5 \sim 1.0$ [%RS]

付属装置 : 専用ケーブル×2 (7.5以上)、取付金具等、電源及び信号用アレスタ

その他 : パルス発信機能付き

第3章 材 料

1. 資材等の県産品利用促進

請負者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めること。

奈良県産品とは次の①から②に示すものとする。

- ① 県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品
- ② 奈良県リサイクル認定製品

第4章 施 工

1. 施工時間及び施工時間の変更

施工時間は午前9時から午後5時とするが、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

なお、補修弁の取替、流量計設置等の施工は、圧力欠測、流量欠測の影響が小さい夜間施工を原則とする。施工時間については監督職員と十分に協議すること。

2. 工法変更への対応

(1) 工事の施工において、何らかの障害のため、通常の工法では初期の目的を達することが出来ない箇所については工法及び対策を監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(2) 工事中における民政安定上または関係機関と協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第4章 補足事項

1. 現場代理人等について

「建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務含）に係る現場代理人等について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

2. その他技術者等について

(1) 配管技術者

耐震継手管を使用する工事については配水管工技能者(大口径配水管であれば大口径配水管工技能者)の従事を義務付けるものとする。

また、給水装置工事については、大和郡山市指定給水装置工事事業者にて作業を行い、給水装置工事配管技能者の従事を義務付けるものとする。

配水管工技能者とは、耐震継手管の配管・接合に関する知識や技能の修得を目的として、社団法人日本水道協会が認定した資格であり、給水装置工事配管技能者とは、配水管から水道メーターまでの給水装置工事について適切な技能を有する者として、財団法人給水工事技術振興財団が認定した資格である。

ただし、従事とは直接工事に携わる若しくは工事に携わるものを監督することをいう。

3. 下請人の市内建設業者の優先選定

請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を大和郡山市内に本店を有するものの中から選定するよう努めること。

4. コリنز(CORINS) への登録

最新の「奈良県土木工事共通仕様書(案)」のとおり。

第5章 その他

1. 工事に電力施設に関する指示事項

本工事に必要な受電設備および現場内配線は、事前に監督職員と協議するものとし、変更する場合も同様とする。

2. 一般事項

(1) 住民対策

- イ. 公共事業とはいえ通行者や沿道の住民に、迷惑をかけながら施工（営利活動）をしているという意識を請負人は、代表者以下、作業員に至るまで十分に徹底すること。
- ロ. 地元との意志の疎通をはかり、苦情、トラブル等の解消に努め問題が起これば、速やかに監督職員に報告のうえ、請負人が責任を持って対処すること。
- ハ. 第三者に理解できるよう予告、工事、交通規制等の看板・標識を設置すること。
- ニ. 現場代理人・主任技術者は、ネーム入り制服・ヘルメット・腕章等作業員と区別できるものを着用し、工事内容を十分理解して住民からの質問には、的確に説明すること。
- ホ. 作業の内容・時期・時間等は、監督職員と打ち合わせどおりとし、変更のある場合は、監督職員との了解だけでなく地元とも協議をすること。
- ヘ. トラブルや苦情には誠実に対応し、明らかに因果関係のない場合を除き迅速に対処すること。
- ト. 工事区間内や運搬経路の路面は、良好に保つために巡回し、転倒・泥はね・ほこり等の苦情のないようにすること。特に雨天時は注意すること。
- チ. 個人の水道・電気・土地等の無断使用は絶対しないこと。
- ヌ. 交通誘導員についても前述の主旨をわきまえ、通行者を優しく丁寧に誘導・指示させること。
- ル. 苦情・事故・要望・対処等の事実は、監督職員にその都度詳細に報告書にして提出し協議すること。
- ヲ. 作業過程で個人敷地内に立ち入る場合は、敷地内の住民等に声を掛け了解を得ること。無断進入は絶対にしないこと。
- ワ. 工事の影響が直接及ぶ家屋（一時的に断水する場合、家屋の前を掘削する場合等）に対しては、事前に一軒ずつ説明に伺い、理解と協力を得るよう努めること。

(2) 工事による地元営業店の支障、地元行事、し尿、ゴミ収集、緊急時の対策は十分検討し考慮しておかねばならない。

(3) 請負人は、指定の期日までに各書類、図面、写真等の資料・報告書を、市指定の方法にまとめて提出しなければならない。

なお、工事記録写真については、土砂運搬、建設副産物・産業廃棄物（各品目）の積込・処分地状況も添付すること。

令和5年4月1日以降 建設発生土処理業者一覧

番号	会社名等	事務所所在地	事務所連絡先等	処分場所在地
1	(株)IT.O	奈良市南庄町136番地	0742-95-0804	奈良市南庄町136.189-1の一部
66	森高建設(株)	奈良市柏木町383番地	0742-35-0988	奈良市南庄町50.51.52.53.54番
10	吉井建設(株)	葛城市北花内735-1-2	0745-69-3365	奈良市上深川町655-1・656-1・657-1・657-2・661-1の各一部、658 (夜間は昼間受入価格に+500円/m3)
14	(株)正光	御所市戸毛1116番地	0745-67-1733	御所市戸毛1116番地
15	御所興産(株)	御所市室1193番地の1		御所市大字室1107番1他4筆、大字西寺田535番他5筆
16	(株)川勝興産	御所市古瀬62-2	0745-67-2111	御所市古瀬1287-3
17	山本商事(株)	御所市城山台587-3	0745-66-0405	御所市古瀬1234-1
19	(株)西隆組	御所市室1423	0745-62-2721	御所市重阪838~841 (夜間は昼間受入価格と同じ) (休日は昼間受入価格と同じ)
21	(有)アサヒ開発	御所市元町325-1	0745-62-3334	御所市元町315
22	(株)南都興産	御所市大字蛇穴406番地の1	0745-64-0010	御所市重阪329番地他
23	(株)上田建設	御所市大字本馬143-1	0745-65-1600	御所市大字柏原1485番4の一部 (4t車に限る)(夜間は昼間受入価格と同じ) (8t車に限る)(夜間は昼間受入価格と同じ) (10t車に限る)(夜間は昼間受入価格と同じ)
24	(有)グリーンパーク	御所市室1426	0745-62-6780	御所市條331、332 (休日は下段の価格)
31	(株)ハクリユウ	宇陀市室生大野3256	0745-92-2328	宇陀市室生上笠間3664
32	(有)龍田	大和郡山市稗田町426-7	0743-59-3330	宇陀市室生深野206-10
33	(株)岡野土木建材	宇陀市榛原高塚80番地	0745-82-1615	宇陀市榛原内牧1264番地の1の一部、内牧85-1
37	(株)西岡組	宇陀市大字陀野依276-1	0745-83-0330	宇陀市大字陀麻生田780-1外9筆
38	西峯土木	宇陀市大字陀内原94-11	0745-83-2765	宇陀市大字陀小附193-1他
39	松塚建設(株)	宇陀市榛原福地610-1	0745-82-1371	宇陀市菟田野平井323
40	大和環境リサイクル(株)	宇陀市菟田野野字賀志5番地の5	0745-84-4111	宇陀市菟田野稲戸442他
42	一般財団法人北山郷文化保存会	吉野郡上北山村大字河合350	07468-3-0020	吉野郡上北山村大字小椋615-3
44	(株)ヤマト興産	五條市二見5丁目4番1号	0747-22-3816	五條市二見5丁目1183番地1他 (2t車に限る) (4t車・10t車に限る)
48	東和開発(株)	宇陀郡御杖村大字桃俣2346番地	0745-95-2015	宇陀郡御杖村大字桃俣156-1-2
50	(株)五協	橿原市見瀬町696番地の1	0744-51-1115	五條市大塔町篠原76番地 他1筆
52	(株)中家建設	吉野郡下市町原谷261番地の1		吉野郡下市町原谷261番1
55	(株)東海	御所市東佐味700	0745-66-2171	御所市大字内谷117-37
56	(株)さざんかコーポレーション	大和高田市今中里町10番20号	0745-52-1077	天理市藤井町962外13筆、天理市田町869-1外4筆 (夜間は昼間受入価格に+150~500円/m3)
60				奈良市上深川町657-1、657-2、661-1各々一部 (夜間は昼間受入価格に+270~600円/m3)
57	佐々竹建設(株)	宇陀市大字陀芝生1番地	0745-83-2249	桜井市赤尾285番、浅古477番1 (夜間は昼間受入価格に+500円/m3) (休日は昼間受入価格に+500円/m3)
58	(株)丸山土木	御所市大字小林263-1	0745-62-4434	御所市大字小林561 外18筆
61	(株)TYコーポレーション	磯城郡田原本町大字鍵127-4		奈良市月ヶ瀬石打2-12、17-4、-5、18-7、-8、-10、-19、4449-1、-2 (夜間は昼間受入価格に+250円/m3) (休日は昼間受入価格に+250円/m3)
62	(株)森川商店	大和高田市内本町8番20号		吉野郡大淀町大字芦原550
63	(株)大起環境	大阪市中央区島之内一丁目21番地23号大起興産長堀橋ビル7階	06-6243-0005	北葛城郡王寺町藤井765番外32筆
64	(株)中和営繕	桜井市大字浅古1097-1	0744-42-0751	桜井市大字高田890番地他
65	(株)大國	奈良県宇陀市大字陀守道958番地	0745-87-2122	宇陀市大字陀守道(元下953、954、955・元下1091-1、1092)の一部 元下1089、1090、1091-2、1093、1094の全筆
67	(株)大幸土木建設	大阪府枚方市川原町11-18ペルフォーレ308号	072-894-7290	生駒市高山町2050-2 (夜間は昼間受入価格に+709~1057円/m3) (休日は昼間受入価格に+472~705円/m3)

※すべて地山単価である。
 ※上記受入施設は奈良県の審査を受け、受入施設の登録を行っている施設である。
 ※受入価格は発生した副産物の状態により、価格が変動する場合がありますので事前に確認すること。

令和5年4月1日以降 産業廃棄物処理業者一覧

番号	会社名等	処分場所在地	区分(種類)	取扱いの許可を受けた品目(○を付したもの)																					
				工作物除去に伴って生じた不要物 アスファルト塊・コンクリート塊					木くず						建設汚泥				その他						
									木系廃材			剪定・伐採木							プラ	ゴム	金属	ガラス	繊維 クス	陶磁器 クス	石膏 ボード
				Asくズ	As塊	Co有筋	Co無筋	Co二製	角材・ 板材	柱材	合板・ ベニヤ	化粧板・ パーティクル ボード	(枝葉)	(幹)	(根)	(固化 物)	(脱水ケー キ)	(軟弱 土)	(泥水)						
27	川上村森林組合	川上村西河18-2、19-1、20-1 (休日は昼間受入価格と同じ)	中間							○	○	○	○	○	○	○									
28	(株)梶本建材	磯城郡川西町大字下永960-1	中間	○	○	○	○	○																	
29	(株)今西組	吉野郡十津川村大字小川1200-30	中間							○	○	○													
30	(有)宗大	葛城市南花内252番地の1	中間	○	○	○	○	○																	
32	(株)岡野土木建材	宇陀市榛原内牧1264番地	中間										○	○	○										
33	(有)グローバル開発	葛城市中戸321-2、322番地1	中間							○	○	○	○	○	○	○					○				
34	(有)大和環境サービス	北葛城郡河合町大字穴間130番6	中間							○	○	○	○	○	○					○	○				
35	(株)山本工業	天理市庵治町92 (汚泥は夜間・休日は昼間受入価格の40%増)	中間	○	○			○						○	○	○	○								
36	内村興産(株)	生駒市北田原町1207-8	中間	○	○	○	○	○																	
37	(株)正光	御所市大字戸毛1116番地外1筆、1082番1(その他)、1082番2(建設汚泥)	中間	○	○	○	○	○					○		○	○									
		御所市樋野461番地の一部	中間							○	○	○	○	○	○	○									
38	(株)中和営繕	桜井市大字浅古1087-1	中間							○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○
39	奈良県合同砕石(株)	吉野町津風呂184番地の一部	中間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○
40	(株)今西商店	橿原市飯高町157番地1	中間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○
41	北和商事(株)	大和郡山口市小泉町2506番1	中間				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○
42	太平洋エンジニアリング(株)	吉野郡十津川村大字七色157番地	中間							○	○	○	○	○	○	○									
43	奈良総合リサイクルセンター(株)	御所市大字多田572番1外5筆	中間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44	(株)ホククリーンサービス	香芝市尼寺1-8、1-9	中間							○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○
45	(株)四季園	生駒市小倉寺町277-2の一部	中間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○
46	(株)中作	宇陀市菟田野宇賀志667-1、678、679	中間																						
47	(株)ヤマト産業サービスセンター	香芝市尼寺605他2筆	中間							○	○	○	○	○	○	○					○	○			
48	(有)大和産業環境社	北葛城郡上牧町大字中筋出作240-3	中間							○	○	○		○	○	○					○	○	○	○	○
49	(株)小倉開発	香芝市尼寺333-1、333-3	中間							○	○	○	○	○	○	○							○		
50	大泉運輸(株)	五條市二見5丁目1145他	中間							○	○	○	○	○	○	○									
51	三洋商事(株)	奈良市蘭生町432-1	中間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○				
52	(有)馬本賢商店	生駒郡平群町大字若井589-1外6筆	中間	○	○	○	○	○	○												○	○	○	○	○
53	(有)大志	橿原市新堂町281-8	中間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○
54	中央開発(株)	奈良市蘭生町416番地の1	中間							○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○
		大和郡山口市長安寺町276-2	中間	○	○	○	○	○																	
55	奈良県環境緑化協同組合	産業廃棄物の発生現場での処理に限る(移動式車両搭載型破砕機)	中間							○	○	○	○		○	○									
56	(株)丸山土木	御所市大字小林580-1他	中間							○	○	○	○	○	○	○									
57	(株)鶴田商店	磯城郡田原本町味間317-1	中間							○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○
58	(有)拓栄興産	葛城市梅室138-12他	中間							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
59	(株)セイケ商事	香芝市尼寺580番地4	中間							○	○	○	○	○	○	○					○	○			

令和5年4月1日以降 産業廃棄物処理業者一覧

番号	会社名等	処分場所在地	区分(種類)	取扱いの許可を受けた品目(○を付したもの)																					
				工作物除去に伴って生じた不要物 アスファルト塊・コンクリート塊					木くず						建設汚泥				その他						
									木系廃材			剪定・伐採木							プラ	ゴム	金属	ガラス	繊維 くず	陶磁器 くず	石膏 ボード
				Asくず	As塊	Co有筋	Co無筋	Co二製	角材・ 板材	柱材	合板・ ベニヤ	化粧板・ パーティクル ボード	(枝葉)	(幹)	(根)	(固化 物)	(脱水ケー キ)	(軟弱 土)	(泥水)						

最終処分場(88~96)																										
88	(株)南都興産	御所市重阪329番地他 (夜間は昼間受入価格の20%増 ・休日は昼間受入価格の50%増)	最終(管理)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
90	(株)正光	御所市戸毛1082-1外3筆	最終(安定)																		○	○	○	○		○
91	奈良県合同砕石(株)	吉野町津風呂183-1,184番地	最終(安定)		○	○	○	○	○												○	○	○	○		
92	(株)丸山土木	御所市大字小林561外18筆	最終(安定)		○	○	○	○	○												○	○	○	○		
93	(有)馬本賢商店	平群町大字福貴711番1外6筆	最終(安定)		○	○	○	○	○																	
96	日本資環(株)	五條市西吉野町夜中391番地の2	最終(安定)		○	○	○	○	○												○	○	○	○	○	○

・Asくず:アスファルト切削くず As塊:アスファルト掘削塊 Co有筋:コンクリート塊(有筋) Co無筋:コンクリート塊(無筋) Co二製:コンクリート二次製品(有筋)(As塊・Co塊・Co二製は30cm角以下を標準とした受入価格。30cm角以上となる場合は、別途見積もりを徴収すること。)

木くず:建設発生木材(角材)、剪定・伐採木(枝葉、幹、根) プラ:廃プラスチック類(発泡スチロール、廃合成建材等) ゴム:天然のゴムくず 金属:鉄くず、トタンくず等

・受入価格は発生した副産物の状態により、価格が変動する場合がありますので事前に確認すること。

・単価表で○印の付いている箇所の単価については、取扱許可品目をさしています。

・三重県、和歌山県内の処分場(単価表で☆印の付いている箇所)の単価については、奈良県技術管理課に問い合わせること。

*上記の処理業者は令和5年2月末現在、奈良県又は奈良市(一部三重県、和歌山県の許可業者を含む。)の産業廃棄物処分の許可を受けた業者(「工作物の除去に伴って生じた不要物」、又は「木くず」、又は「汚泥」を取り扱う業者で、上表のいずれかの品目を取り扱っている業者)です。

令和5年度	資本的支出	建設改良費	令和5年8月 日	設計者
課長	課長補佐	係長	係員	検算
設 計 書				
件名	昭和浄水場第2配水池流量計更新工事			
場所	大和郡山市額田部北町1038			
設計額	¥ 円(内消費税相当額 円)			
設計の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挿入式電磁式流量計設置工事 1式 ・ 流量計室内既設撤去工事 1式 ・ 補修弁更新工事 1式 ・ 付帯工事 1式 			

本工事費内訳書（総括）

費 目	工 種	種 別	金 額	摘 要
本工事費				
	電気設備工			
		機器費		
		直接工事費		
		間接工事費		
		設計技術費		
		一般管理費等		
工事価格				
消費税 相当額				10%
本工事費 計				

本工事費内訳書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費								
	電気設備工							
		機器費						
			第2配水池 配水流量計	組	1			見積比較表
			計					機器費
		直接工事費						
			輸送費	式	1			第1号明細書
			小計					[輸送費]
			低圧ケーブル	式	1			第2号明細書
			制御ケーブル	〃	1			第3号明細書
			その他電線	〃	1			第4号明細書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
			電線管類	式	1			第5号明細書
			小計					(直接材料費)
			補助材料費	式	1			
			小計					(補助材料費)
			計					[材料費]
			一般労務費	式	1			第6号明細書
			技術労務費	〃	1			第7号明細書
			計					[労務費]
			複合工費	式	1			第8号明細書
			複合工費(土木)					第9号～第11号明細書計
			小計					[複合工費]
			機械経費	式	1			

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
			小計					[直接経費]
			仮設費(率)	式	1			
			小計					[仮設費]
			計					直接工事費
		間接工事費						
			共通仮設費(率)	式	1			
			小計					[共通仮設費]
			現場管理費	式	1			
			小計					[現場管理費]
			据付(技術者)間接費	式	1			
			据付(機器)間接費	〃	1			
			小計					[据付間接費]

第5号明細書 電線管類 (1/2)

名 称	形 状	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
HIVE	28 mm(露出)	m	3.52			
HIVE	22 mm(露出)	m	17.2			
小計						
同上付属材料		式	1			
小計						
GP	28 mm(露出)	m	31.4			
GP	22 mm(露出)	m	31.4			
小計						
同上付属材料		式	1			
小計						
プルボックス (SUS-WP)	200*200*100	個	1			

第10号明細書 複合工費 (1/2)

名 称	形 状	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
(材料費)						
3FT字管	φ100×φ75×90° (ソケット付) L1 : 250L、L2 : 200L	個	1			
急速 空気弁	φ75	基	1			
補修弁	ボール式 φ100	基	1			
フランジ継手材	7.5K, GF φ100	組	1			
フランジ継手材	7.5K, GF φ75	組	1			
給水用 ポリエチレン管	φ13	m	0.5			
PEソケット	φ13	個	1			
小計						
(労務費)						
鋼管据付工	人力 φ100	m	0.25			

第10号明細書 複合工費 (2/2)

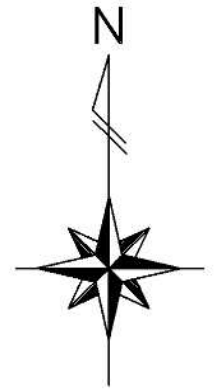
名 称	形 状	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
鋼管据付工	人力 φ 75	m	0.45			
空気弁設置工	人力 φ 75	基	1			
フランジ継手工	7.5K, GF φ 100	口	1			
不断水 補修弁更新工事	材工共 φ 100	基	1			
ポリエチレン据付工	φ 13	m	0.5			
ポリエチレン管継手工	φ 13	口	3			
搬入蓋受桁復旧工	[-5*50*100 H-100*100*6*8	箇所	1			
搬入蓋受桁溶接工	[-5*50*100 H-100*100*6*8	m	1.4			
小計						
計						

昭和浄水場第2配水池配水流量計更新工事

実 施 設 計 図

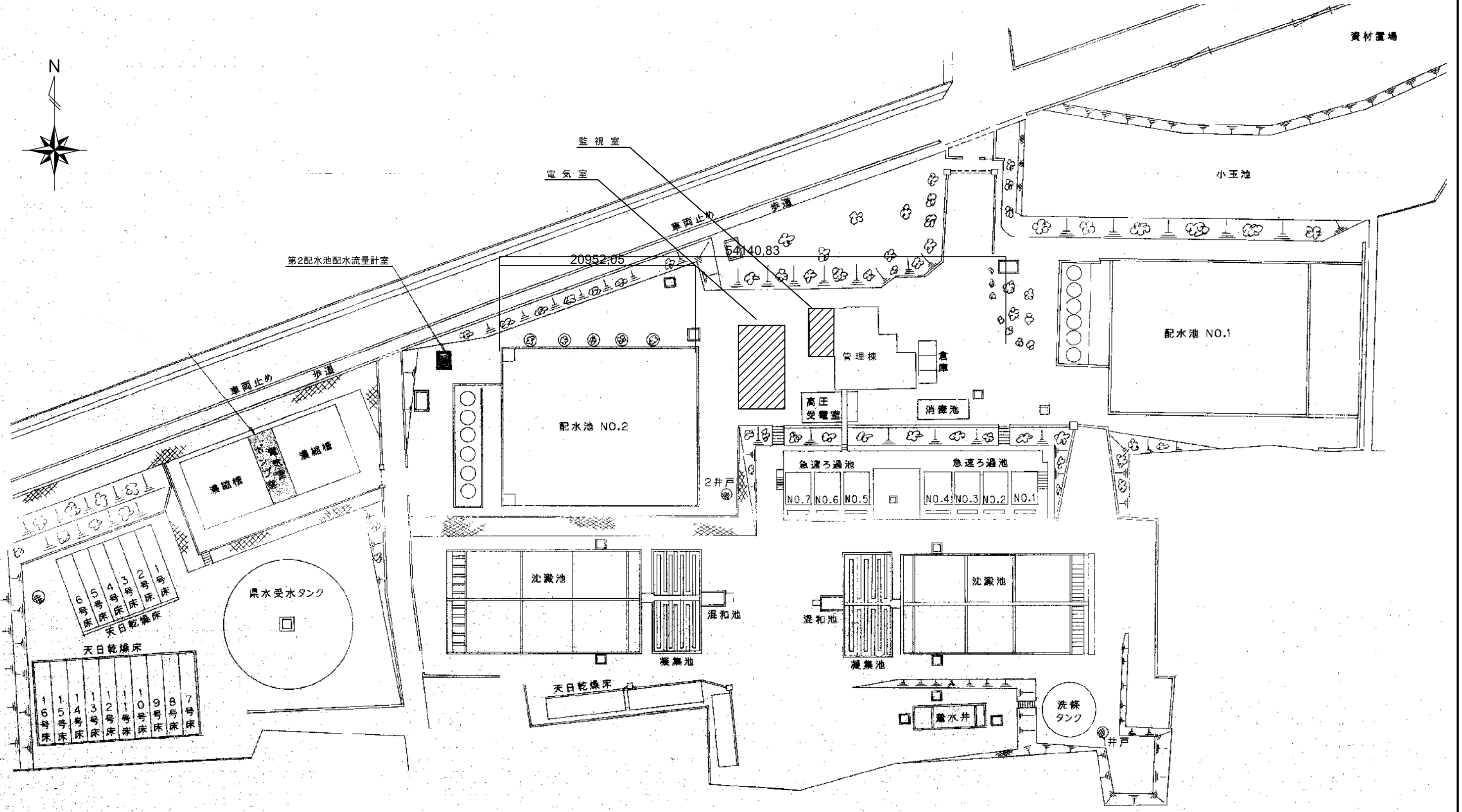
大和郡山市上下水道部

案内図 S=1/5,000



施工年度	令和5年度		
工事名	昭和浄水場第2配水池配水流量計更新工事		
工事場所	大和郡山市額田部北町1038		
図面種類	案内図	縮尺	1/5,000
課長	課長補佐	係長	設計
作製	令和 年月日	図番	1/13
大和郡山市上下水道部			

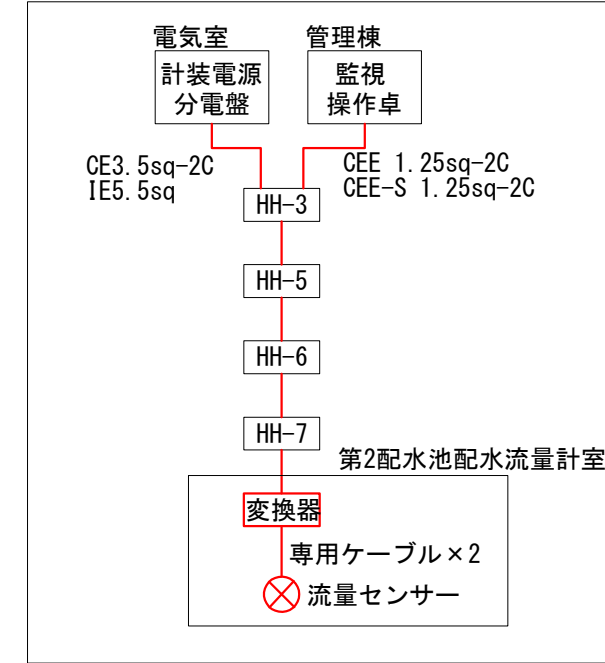
昭和浄水場全体平面図 S=1/500



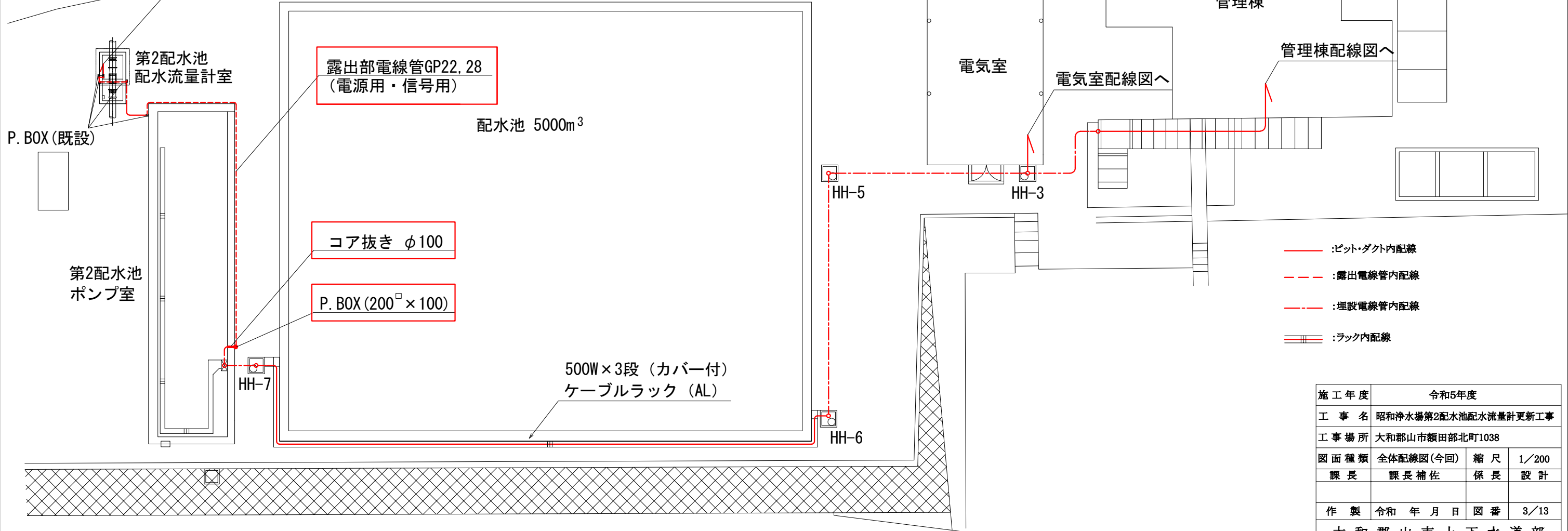
施工年度	令和5年度		
工事名	昭和浄水場第2配水池配水流量計更新工事		
工事場所	大和郡山市額田部北町1038		
図面種類	昭和浄水場全体平面図	縮尺	1/500
課長	課長補佐	係長	設計
作製	令和 年 月 日	図番	2/13
大和郡山市上下水道部			



<配線系統図>

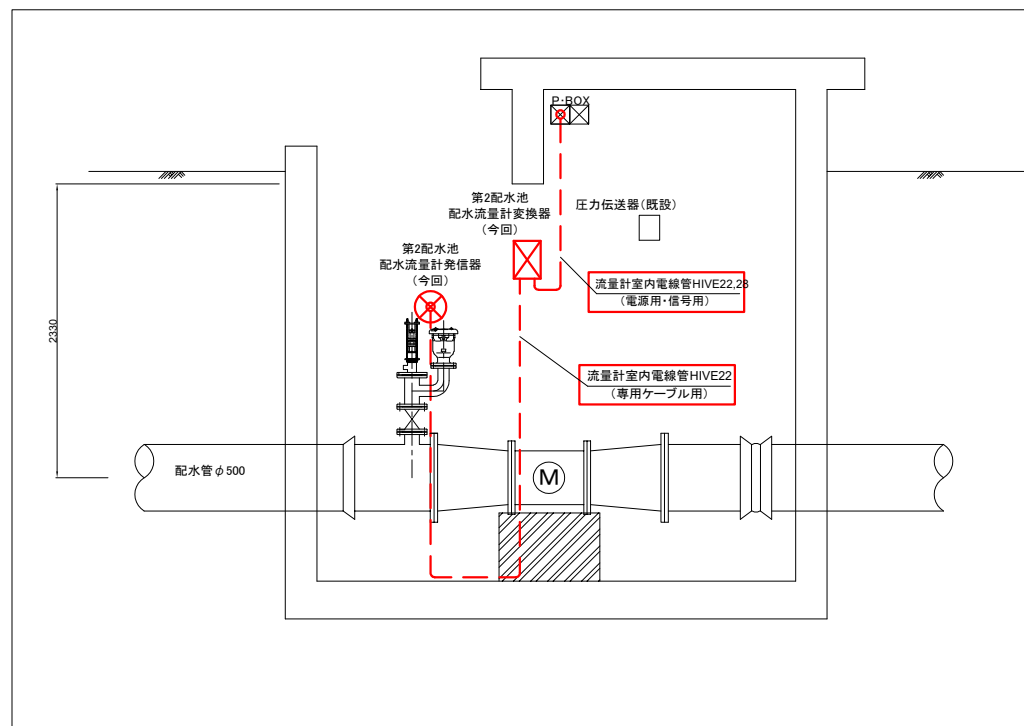
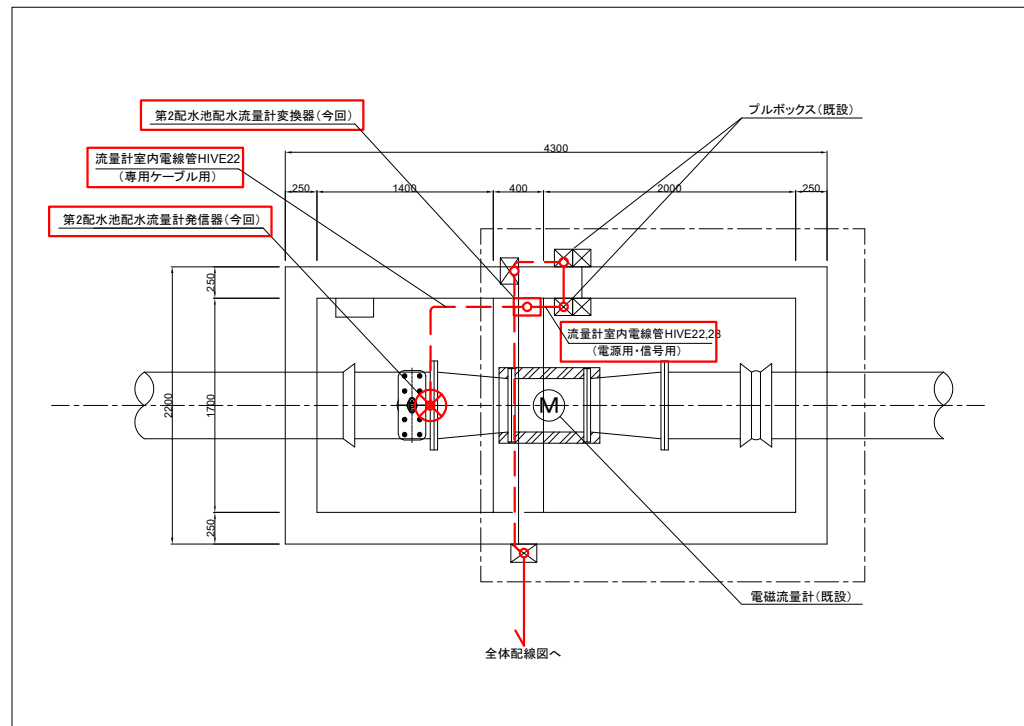


配水流量計室配線図へ



- :ピット・ダクト内配線
- - - :露出電線管内配線
- :埋設電線管内配線
- ≡≡≡ :ラック内配線

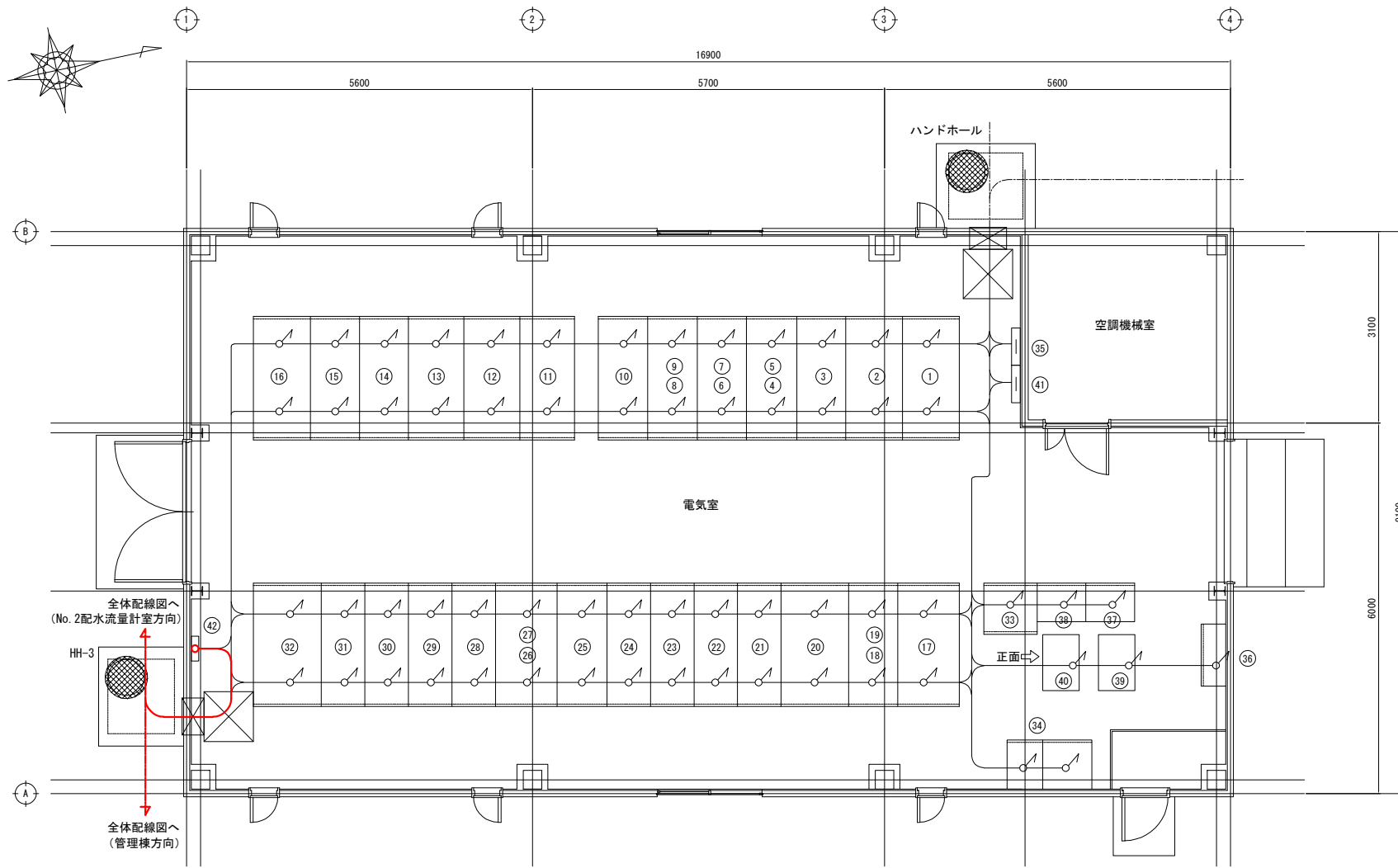
施工年度	令和5年度		
工事名	昭和浄水場第2配水池配水流量計更新工事		
工事場所	大和郡山市額田部北町1038		
図面種類	全体配線図(今回)	縮尺	1/200
課長	課長補佐	係長	設計
作製	令和 年 月 日	図番	3/13
大和郡山市上下水道部			



- :ピット・ダクト内配線
- :露出電線管内配線
- :埋設電線管内配線
- = :フック内配線

流量計室配線図

施工年度	令和5年度		
工事名	昭和浄水場第2配水池配水流量計更新工事		
工事場所	大和郡山市額田部北町1038		
図面種類	第2配水池配水流量計室配線図(今回)	縮尺	1/30
課長	課長 補佐	係長	設計
作製	令和 年 月 日	図番	4/13
大和郡山市上下水道部			



電気室配線図 S=1/50



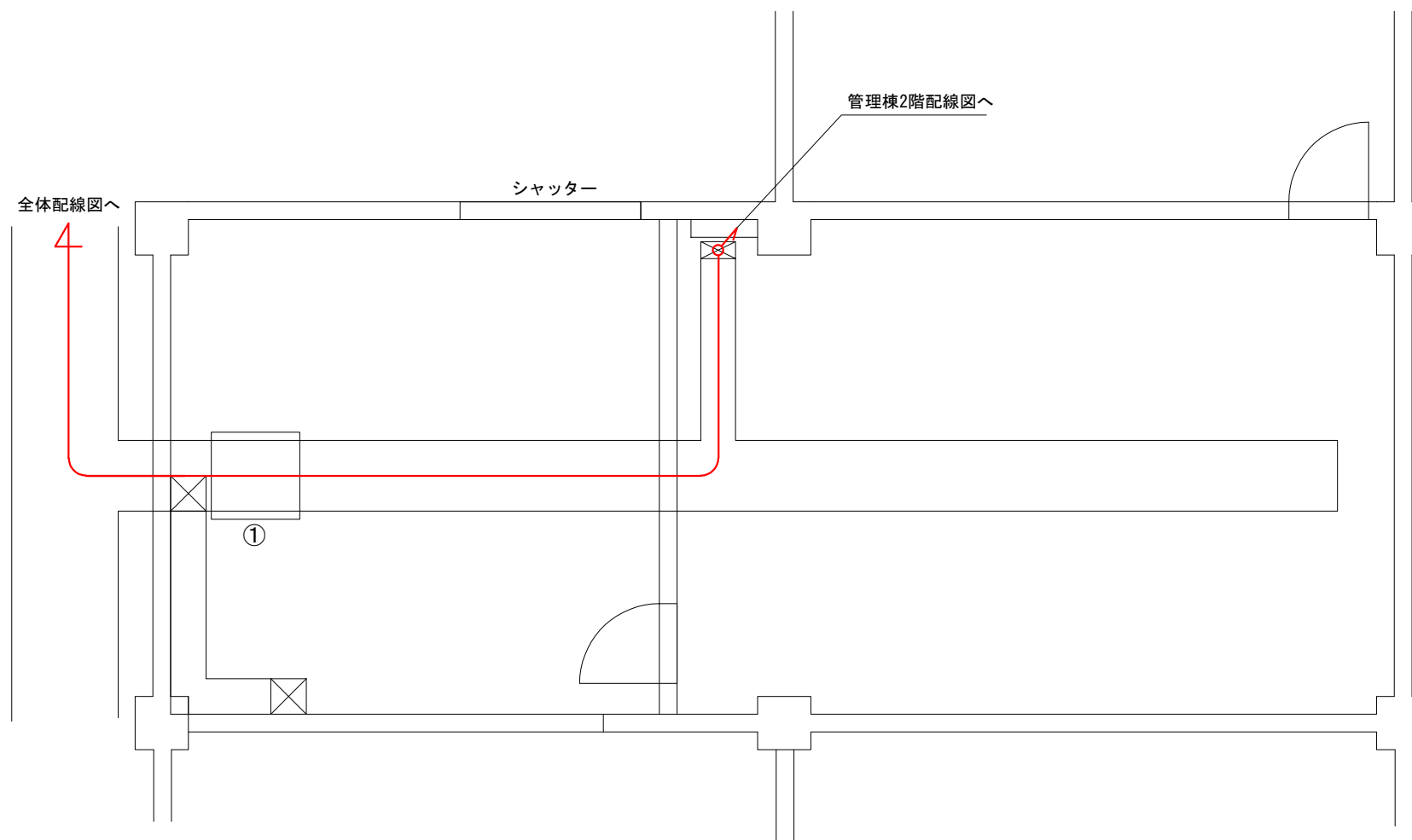
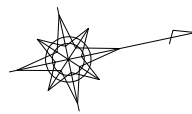
計装電源分電盤単線結線図

凡例

記号	名称	備考	記号	名称	備考
①	高压引込盤		⑱	—————	下段
②	切替盤		⑳	1号送水ポンプ盤	
③	受電盤		㉑	1号配水ポンプ盤	
④	No. 1 変圧器き電盤	上段	㉒	2号配水ポンプ盤	
⑤	No. 2 変圧器き電盤	下段	㉓	3号配水ポンプ盤	
⑥	No. 1 動力変圧器き電盤	上段	㉔	4号配水ポンプ盤	
⑦	No. 2 動力変圧器き電盤	下段	㉕	No. 2 変圧器盤 (3KV)	
⑧	No. 1 照明変圧器き電盤	上段	㉖	母線連絡盤	上段
⑨	No. 2 照明変圧器き電盤	下段	㉗	No. 2 遮断器盤 (3KV)	下段
⑩	進相コンデンサ盤		㉘	5号配水ポンプ盤	
⑪	No. 2 照明変圧器盤		㉙	6号配水ポンプ盤	
⑫	No. 1 照明変圧器盤		㉚	7号配水ポンプ盤	
⑬	No. 2 動力変圧器盤		㉛	8号配水ポンプ盤	
⑭	No. 2 動力主幹盤		㉜	2号送水ポンプ盤	
⑮	No. 1 動力主幹盤		㉝	補機盤	
⑯	No. 1 変圧器盤 (3KV)		㉞	直流電源装置	
⑰	No. 1 遮断器盤 (3KV)	上段	㉟	設置端子箱	
⑱			㊱	電気室分電盤 (LM-1)	建築付帯
⑳			㊲	1号洗浄ポンプ盤	
㉑			㊳	2号洗浄ポンプ盤	
㉒			㊴	無停電電源装置 1 (UPS1)	
㉓			㊵	無停電電源装置 2 (UPS2)	
㉔			㊶	インターホン端子盤	
㉕			㊷	計装電源分電盤	配線接続

- :ピット・ダクト内配線
- - - :露出電線管内配線
- :埋設電線管内配線
- ≡≡≡ :ラック内配線

施工年度	令和5年度		
工事名	昭和浄水場第2配水池配水流量計更新工事		
工事場所	大和郡山市額田部北町1038		
図面種類	電気室配線図(今回)	縮尺	1/50
課長	課長補佐	係長	設計
作製	令和 年 月 日	図番	5/13
大和郡山市上下水道部			

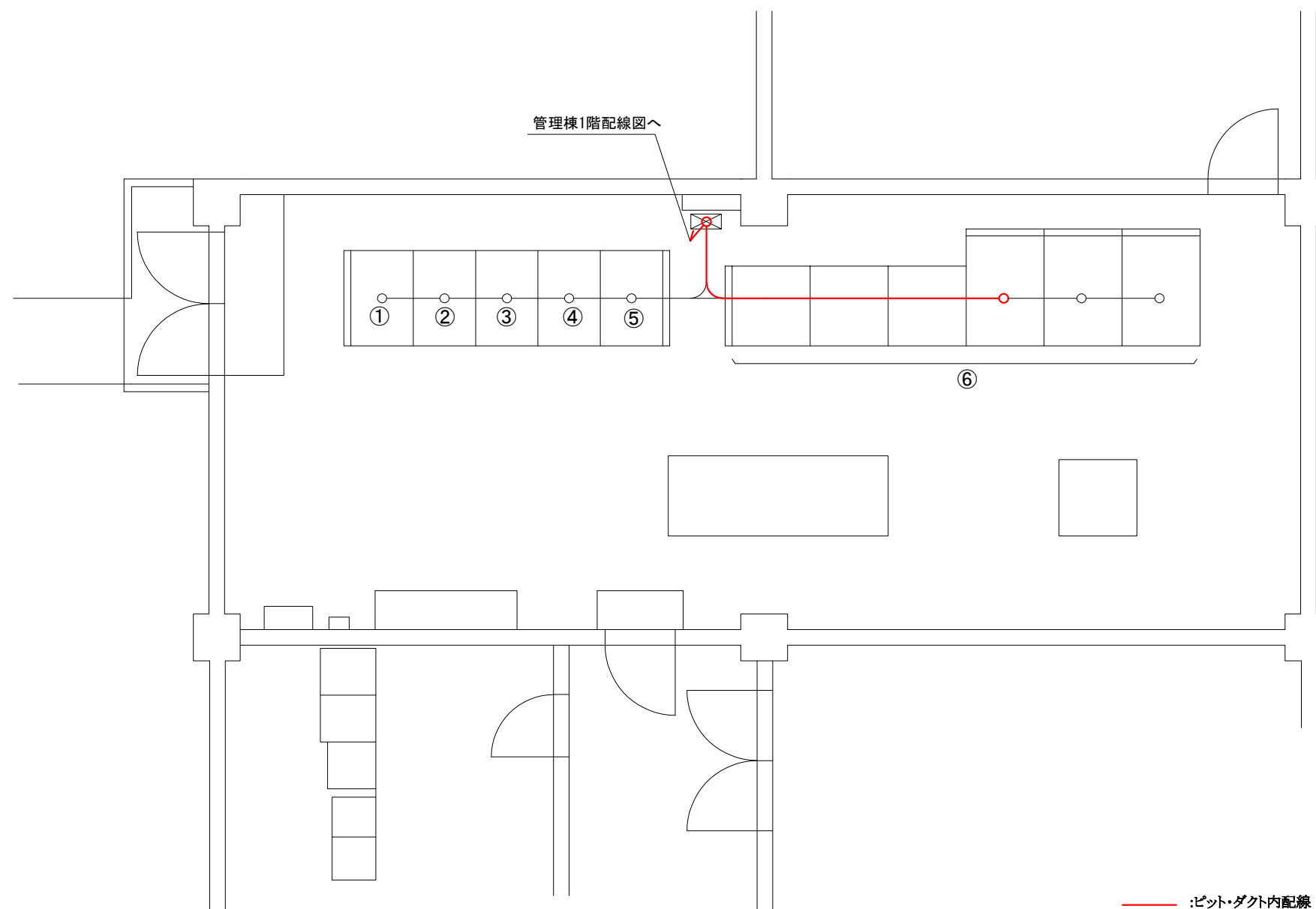
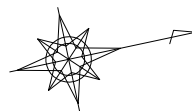


番号	名称	備考
①	中継端子盤	既設

- :ピット・ダクト内配線
- - - :露出電線管内配線
- · - · - :埋設電線管内配線
- ≡≡≡ :ラック内配線

管理棟 1F平面図
S=1/50

施工年度	令和5年度		
工事名	昭和浄水場第2配水池配水流量計更新工事		
工事場所	大和郡山市額田部北町1038		
図面種類	管理棟1階配線図(今回)	縮尺	1/50
課長	課長補佐	係長	設計
作製	令和 年 月 日	図番	6/13
大和郡山市上下水道部			

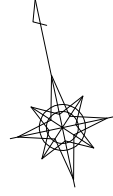


番号	名称	備考
①	受電監視操作盤	既設
②	高圧主幹切替監視操作盤	既設
③	1~4号配水ポンプ監視操作盤	既設
④	5~8号配水ポンプ監視操作盤	既設
⑤	1~2号送水ポンプ監視操作盤	既設
⑥	操作監視盤	配線接続

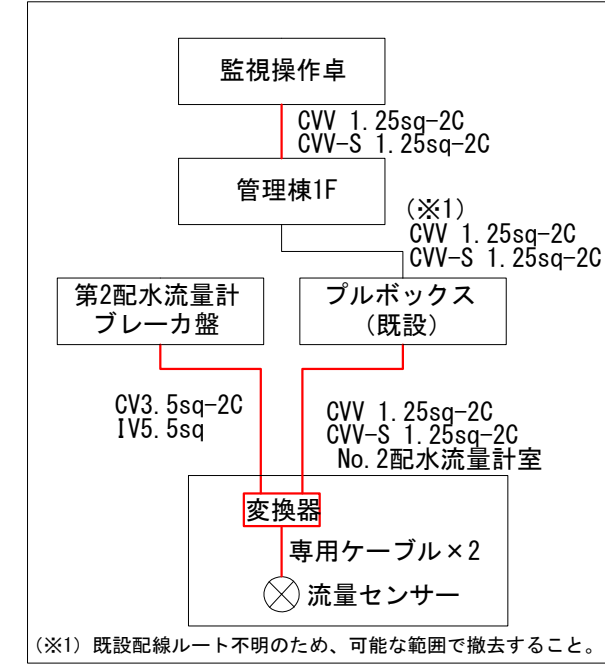
- :ピット・ダクト内配線
- - - :露出電線管内配線
- · - · - :埋設電線管内配線
- ≡≡≡ :ラック内配線

監視室平面図
S=1/50

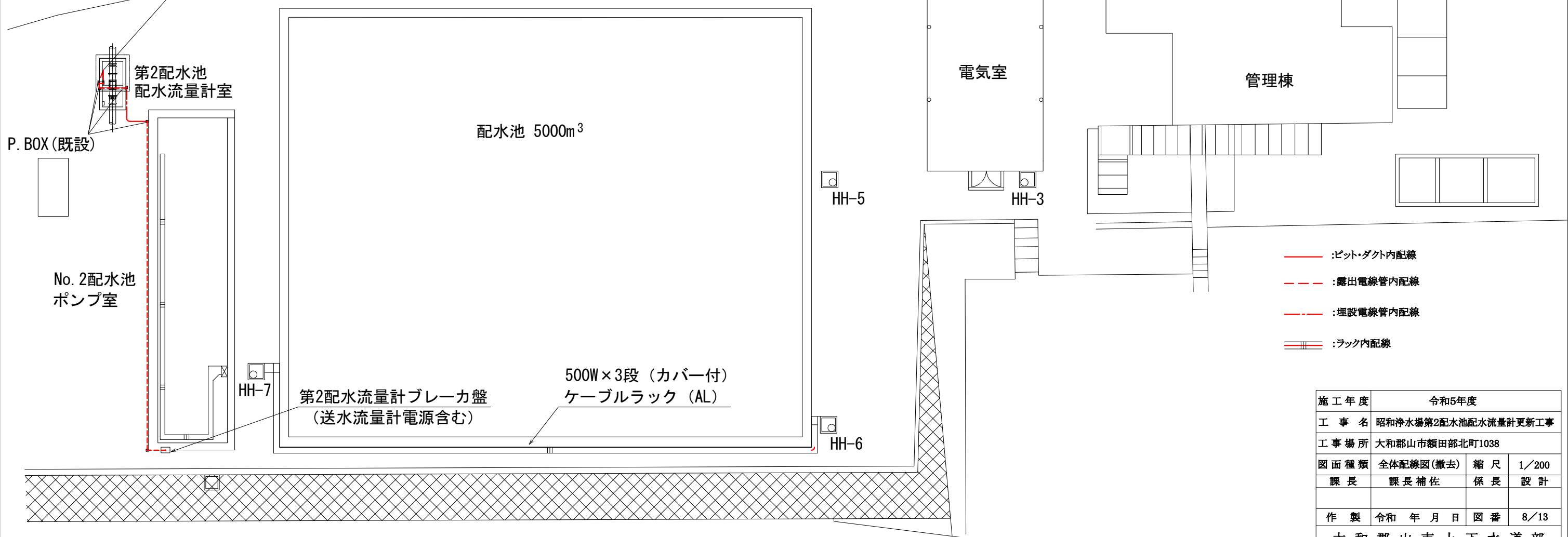
施工年度	令和5年度		
工事名	昭和浄水場第2配水池配水流量計更新工事		
工事場所	大和郡山市額田部北町1038		
図面種類	管理棟2階配線図(今回)	縮尺	1/50
課長	課長補佐	係長	設計
作製	令和 年 月 日	図番	7/13
大和郡山市上下水道部			



<配線系統図>

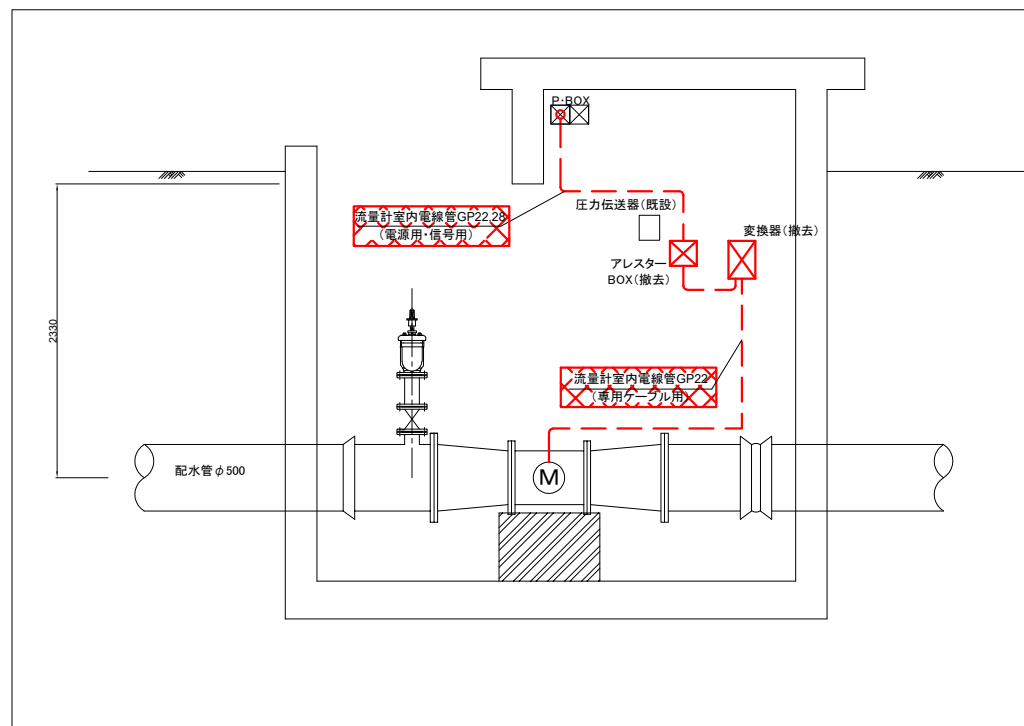
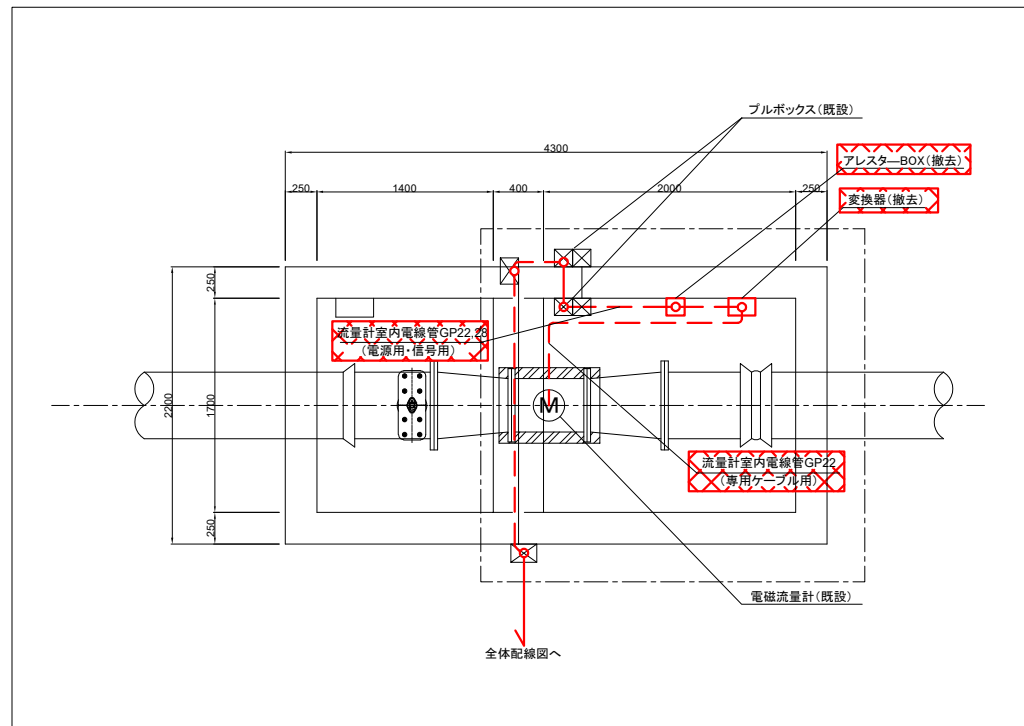


配水流量計室配線図へ



- :ピット・ダクト内配線
- - - :露出電線管内配線
- :埋設電線管内配線
- ≡≡≡ :ラック内配線

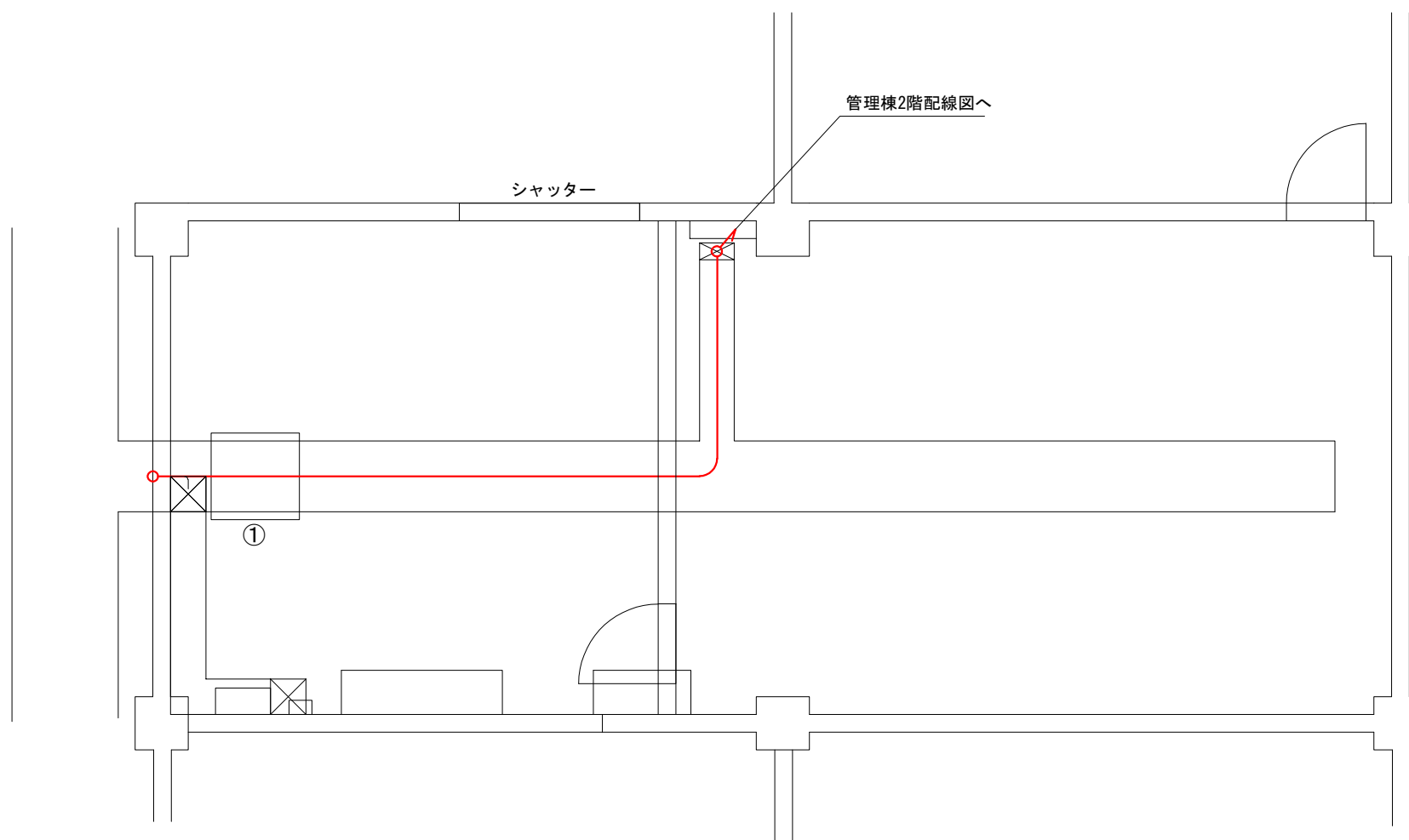
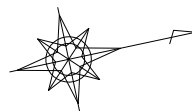
施工年度	令和5年度		
工事名	昭和浄水場第2配水池配水流量計更新工事		
工事場所	大和郡山市頼田部北町1038		
図面種類	全体配線図(撤去)	縮尺	1/200
課長	課長補佐	係長	設計
作製	令和 年 月 日	図番	8/13
大和郡山市上下水道部			



- :ピット・ダクト内配線
- :露出電線管内配線
- :埋設電線管内配線
- = :フック内配線

流量計室配線図

施工年度	令和5年度		
工事名	昭和浄水場第2配水池配水流量計更新工事		
工事場所	大和郡山市額田部北町1038		
図面種類	第2配水池配水流量計室配線図(撤去)	縮尺	1/30
課長	課長 補佐	係長	設計
作製	令和 年 月 日	図番	9/13
大和郡山市上下水道部			

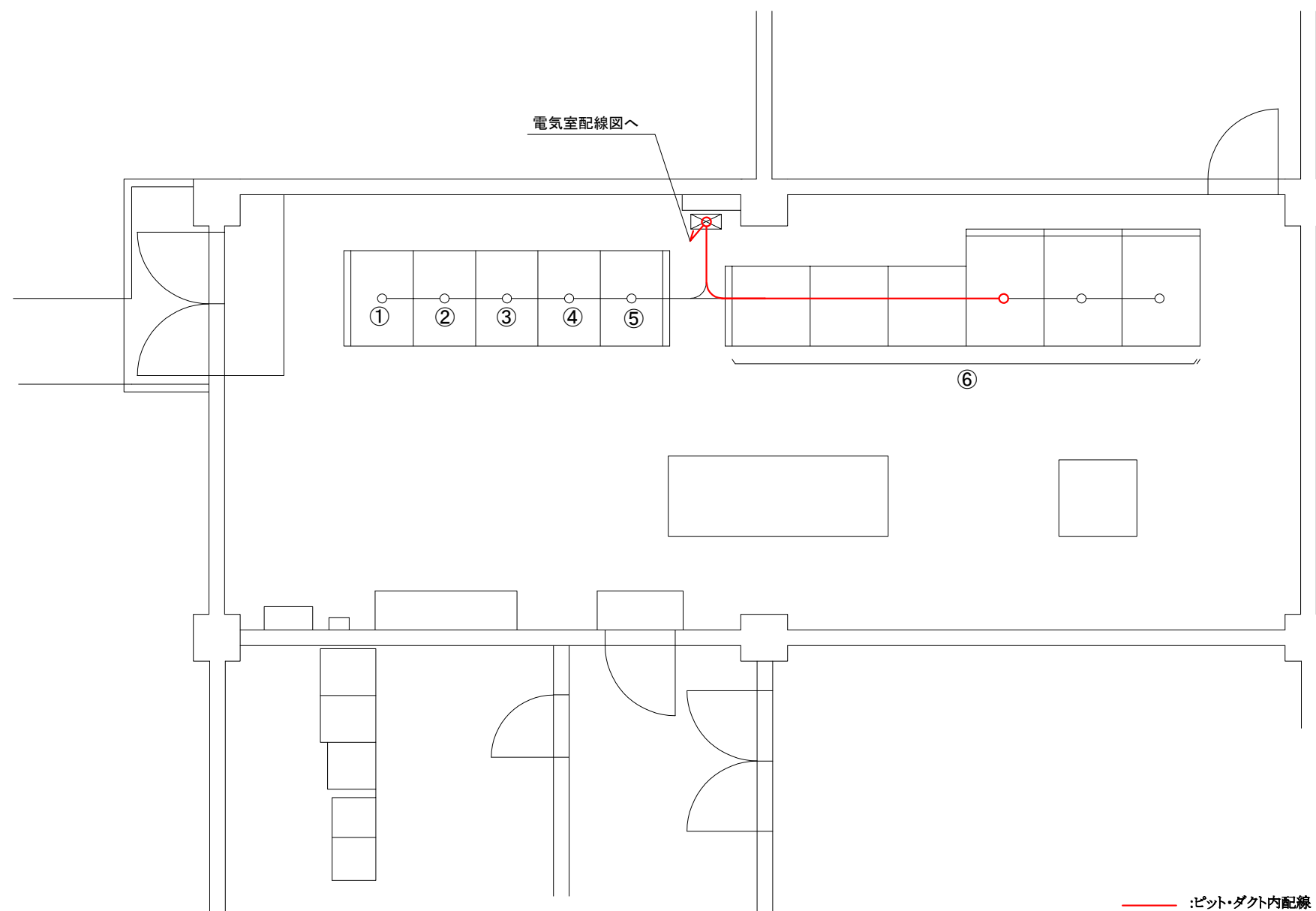
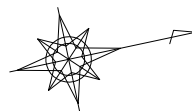


番号	名称	備考
①	中継端子盤	既設

- :ピット・ダクト内配線
- - - :露出電線管内配線
- · - · - :埋設電線管内配線
- ≡≡≡ :ラック内配線

管理棟 1F平面図
S=1/50

施工年度	令和5年度		
工事名	昭和浄水場第2配水池配水流量計更新工事		
工事場所	大和郡山市類田部北町1038		
図面種類	管理棟1階配線図(撤去)	縮尺	1/50
課長	課長補佐	係長	設計
作製	令和 年 月 日	図番	10/13
大和郡山市上下水道部			



番号	名称	備考
①	受電監視操作盤	既設
②	高圧主幹切替監視操作盤	既設
③	1~4号配水ポンプ監視操作盤	既設
④	5~8号配水ポンプ監視操作盤	既設
⑤	1~2号送水ポンプ監視操作盤	既設
⑥	操作監視盤	既設

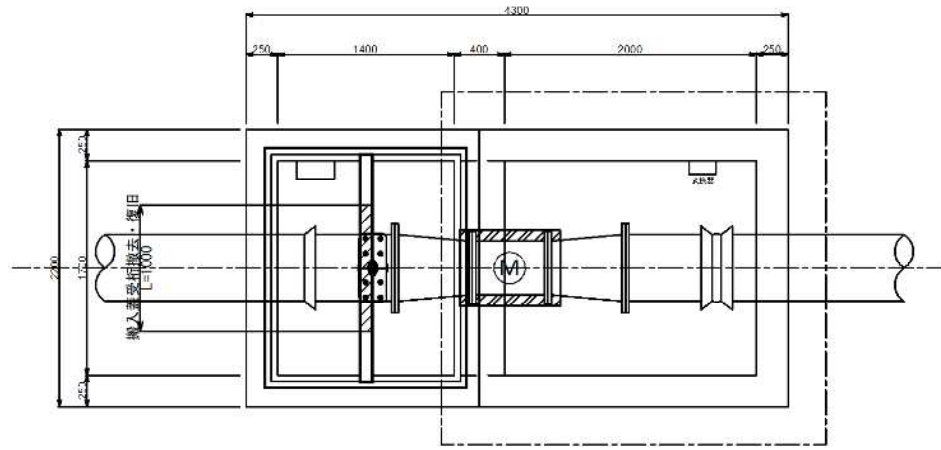
- :ピット・ダクト内配線
- - - :露出電線管内配線
- · - · - :埋設電線管内配線
- ≡≡≡ :ラック内配線

監視室平面図
S=1/50

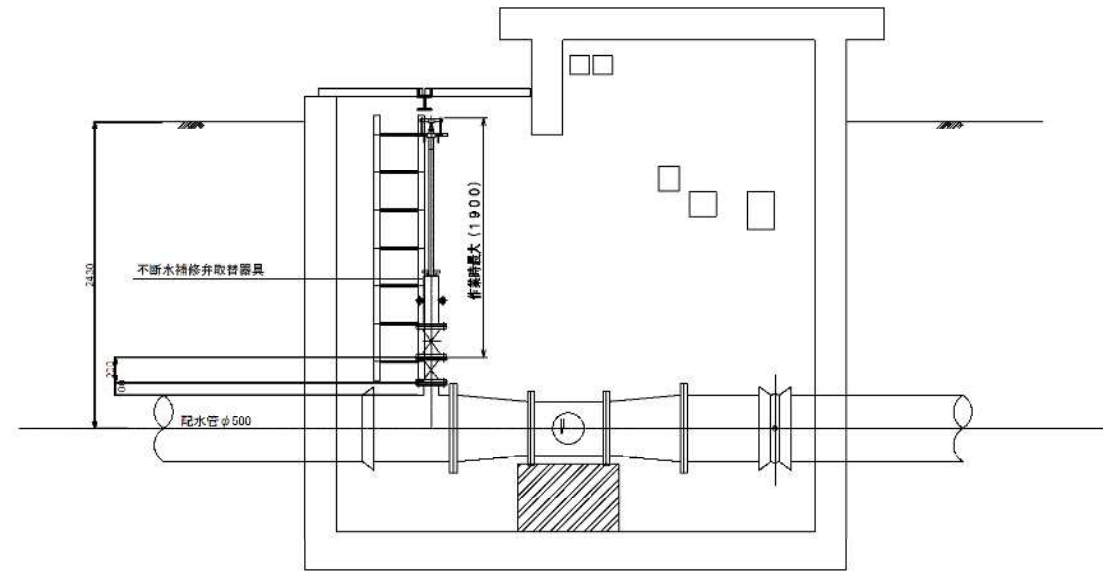
施工年度	令和5年度		
工事名	昭和浄水場第2配水池配水流量計更新工事		
工事場所	大和郡山市額田部北町1038		
図面種類	管理棟2階配線図(撤去)	縮尺	1/50
課長	課長補佐	係長	設計
作製	令和 年 月 日	図番	11/13
大和郡山市上下水道部			

流量計室内配管図 S=1/30

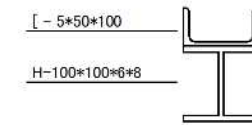
現況平面図



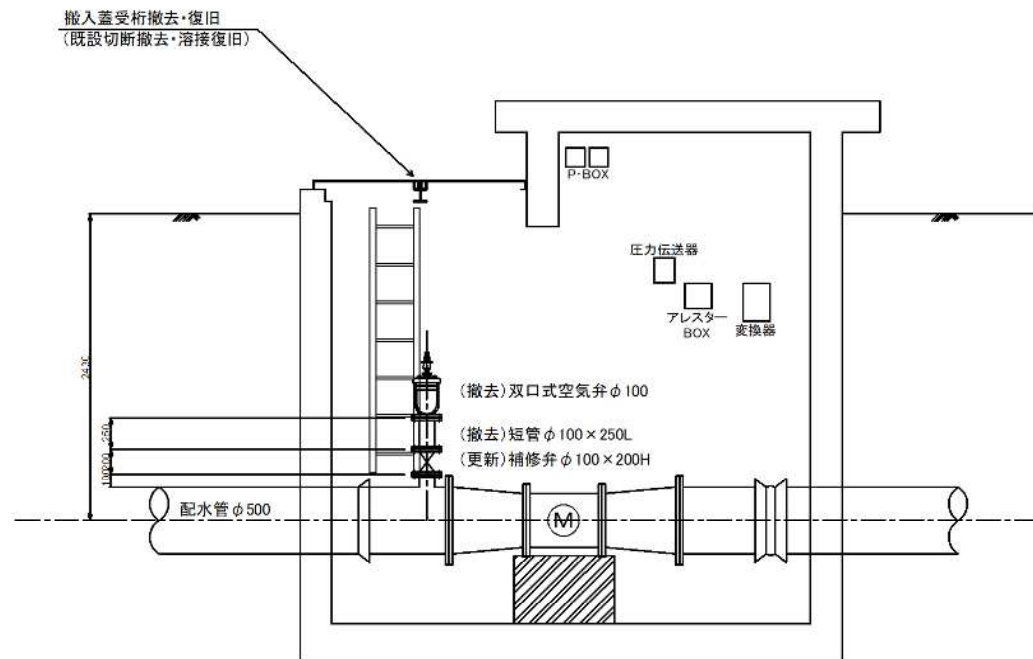
補修弁更新図(不断水施工)



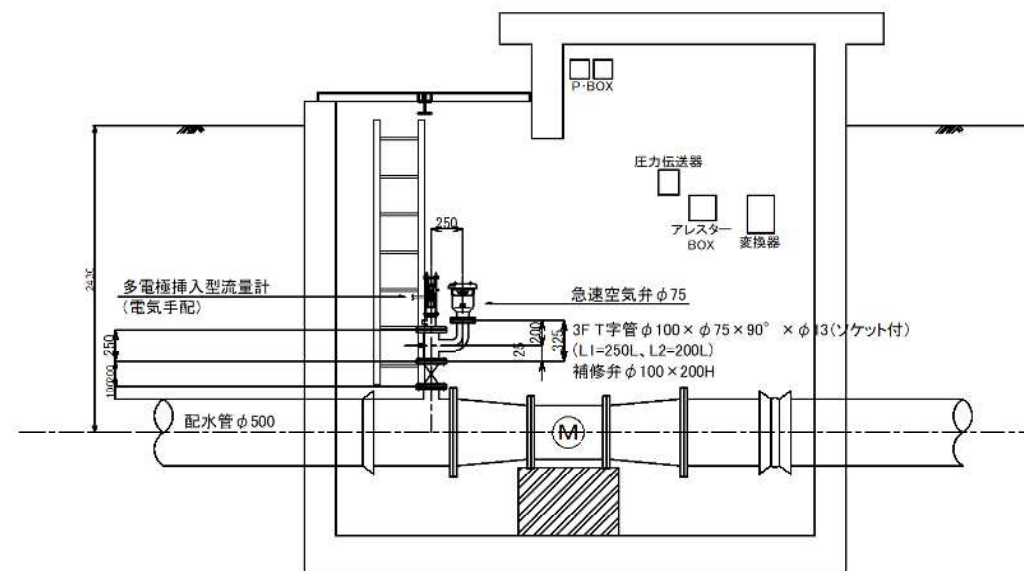
搬入蓋受桁詳細図 S=1/5



既設配管撤去図



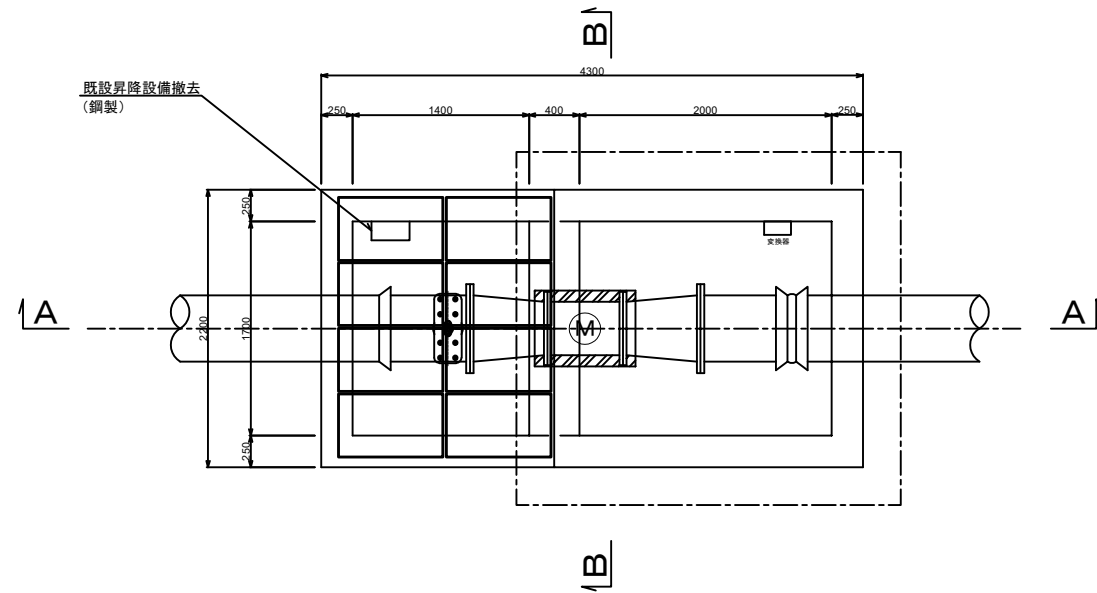
多電極挿入型流量計設置図



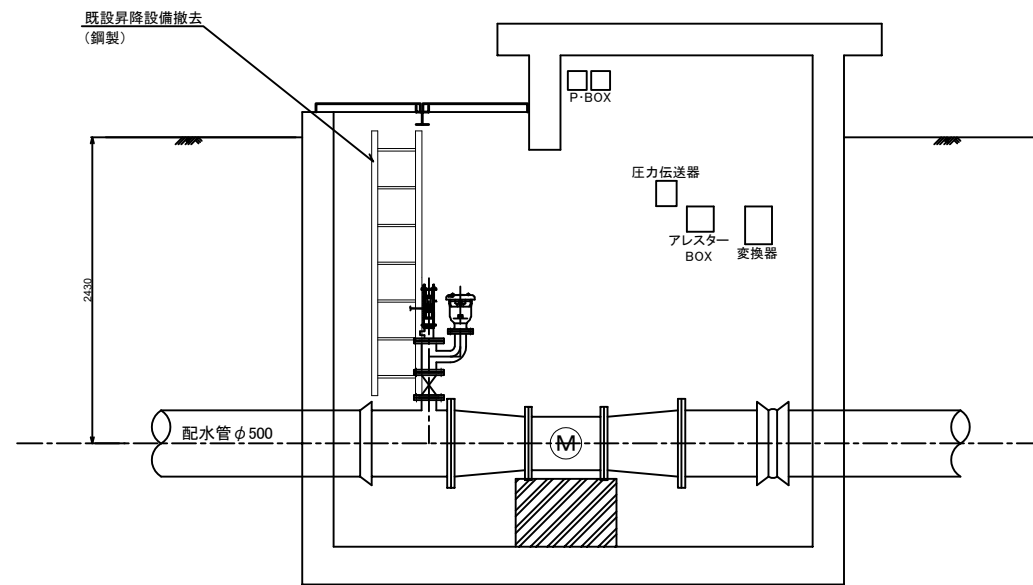
施工年度	令和5年度		
工事名	昭和浄水場第2配水池配水流量計更新工事		
工事場所	大和郡山市額田部北町1038		
図面種類	補修弁更新施工図	縮尺	1/30、1/5
課長	課長補佐	係長	設計
作製	令和 年 月 日	図番	12/13
大和郡山市上下水道部			

付帯設備図 S=1/30

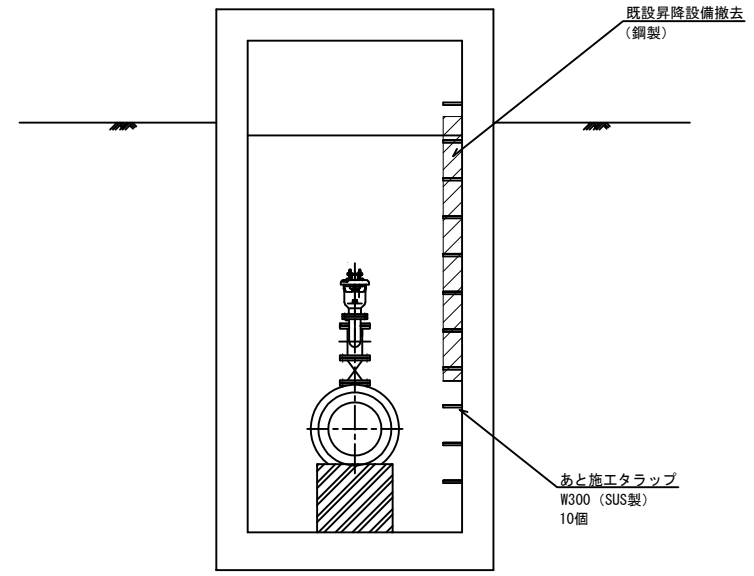
平面図



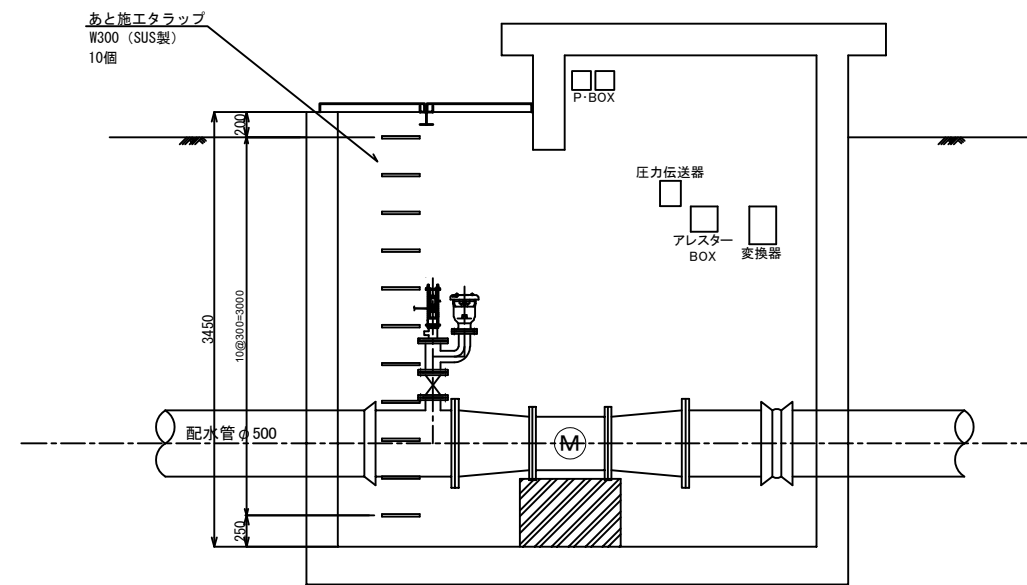
A-A断面
(撤去)



B-B断面
(撤去・更新)



A-A断面
(更新)



施工年度	令和5年度		
工事名	昭和浄水場第2配水池配水流量計更新工事		
工事場所	大和郡山市額田部北町1038		
図面種類	付帯設備図	縮尺	1/30
課長	課長補佐	係長	設計
作製	令和 年 月 日	図番	13/13
大和郡山市上下水道部			